

統計法

1. 案内情報

手続名：内航船舶輸送統計（指定統計第103号）

手続根拠：統計法及び内航船舶輸送統計調査規則

手続対象者：内航海運事業法第2条第3項に規定する内航運送業を営む者であって総トン数20トン以上の船舶により貨物を輸送する者のうち国土交通大臣が選定したもの（内航船舶輸送実績調査票）

内航海運事業法第25条の2第1項に規定する船舶により貨物を輸送する者（自家用船舶輸送実績調査票）

提出時期：調査月の翌月の7日まで（内航船舶輸送実績調査票）

調査年の翌年4月末日まで（自家用船舶輸送実績調査票）

提出方法：調査票に記入し、各地方運輸局・各海運支局へ提出してください。

手数料：なし

添付書類・部数：該当船舶ごとに調査票1組を提出してください。

申請書様式：国土交通大臣が告示で定める様式

内航船舶輸送実績調査票

自家用船舶輸送実績調査票

記入要領・記載例：調査票記入要領を御覧下さい。

ご不明な点がございましたら、総合政策局情報管理部交通調査統計課又は各地方運輸局・各海運支局にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先：各地方運輸局・各海運支局

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先が相談窓口となっております。

3. 手続情報

審査基準：

標準処理時間：

不服申立方法：